

竹材を**活用**したい方 へ**有償**で販売します

ご案内

北九州市放置竹林解消モデル事業

- 北九州市では、市内の放置竹林を解消するために、竹が有効活用される出口戦略づくりを進めます。
- 竹材を、主に産業用の素材として有効活用に取り組む市内の企業・市民の方へ、1キログラム当たり2円(税込)で販売します。

期間

平成30年7月3日(火)から 平成31年3月29日(金)まで
(平成30年度～平成32年度 3年間予定)

引渡は **事前登録** が必要です(裏面参照)

条件など

- 竹材は有償です。引渡できる竹は、在庫の範囲内です。
- 竹の状態は、長さ2.5mです。
- 引渡は現地渡しです。量や時期を調整する場合がありますので、事前に連絡先(裏面参照)へご相談ください。
- 各自で車両をご用意のうえ、積込を行っていただきます。
- 積載量、運搬、使用後の竹材の処理など、関係法令を遵守してください。
- 活用事例のうち、竹材普及につながる事例については、市HPなどで公表させていただきます。
- 竹材の転売はできません。
- 竹搬出の助成を受けられる方は、引渡の登録ができません。

事前登録など

市内の個人または法人

- 引渡数量に限りがありますので、登録の際は、活用予定量、時期、活用方法などを定めた計画書を提出していただきます。
- 引渡後は、公表用に実績報告書を提出してください。
- 市の暴力団排除規定等に基づき、所定の提出書類にて資格確認を行います。書類の不備や内容により、引渡をお断りする場合があります。
- 必要書類等：引渡申込書、活用事業計画書など
- 必要書類は、下の連絡先まで提出してください。
- 詳細は、「北九州市放置竹林解消モデル事業実施要綱」のとおりです。詳しくは、市HP等をご覧ください。

連絡先など

平日 午前9時～午後4時

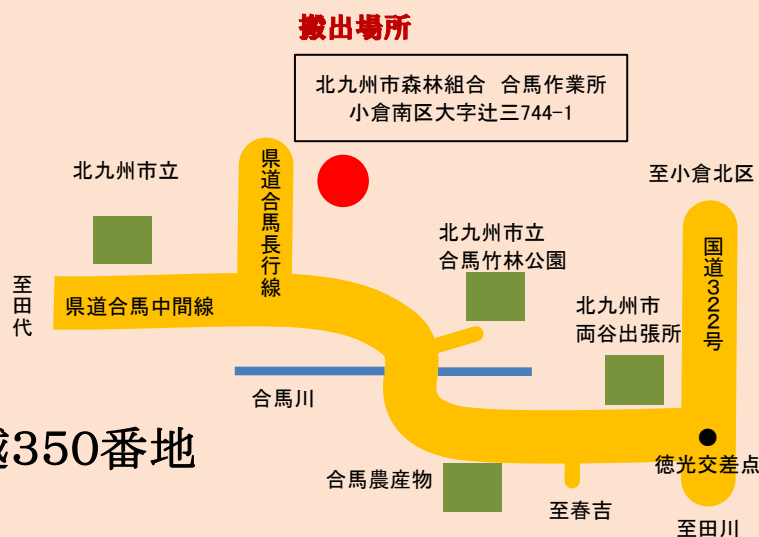
連絡先

北九州市森林組合

〒802-0835

北九州市小倉南区大字堀越350番地

Tel (093) 962-6078



※このチラシの有効期限は、表面の期間の末日です。

その他

運搬費や加工費の実費が必要となりますが、北九州市森林組合へお気軽にご相談下さい。

■竹材の運搬(軽トラック程度) など